

第3部 公害の現状と対策

第1章 大気汚染

第1節 大気汚染の現況

1 概要

大気汚染に係る環境基準物質の測定を昭和47年度から鳥取市松並町（鳥取県衛生研究所）にて実施しており、昭和52年度の測定結果は次のとおりである。

なお、一酸化炭素並びに光化学オキシダントについては、測定記録計不良のため欠測とした。

二酸化硫黄 1時間値の1日平均値 0.022ppm～0.003ppmで環境基準（0.04ppm以下）を下回っている。

浮遊粒子状物質 1時間値の1日平均値 $0.057 \frac{mg}{m^3}$ ～ $0.006 \frac{mg}{m^3}$ で環境基準（ $0.10 \frac{mg}{m^3}$ 以下）を下回っている。

二酸化窒素 1時間値の1日平均値 0.037ppm～0.003ppmで環境基準（0.02ppm以下）を超えてはいるものの、環境基準中間目標値（昭和53年度までに「年間を通して二酸化窒素の1時間値の1日平均値が0.02ppm以下である日数が総日数に対し60%以上維持されること」）からみれば、85.9%維持と満足している。

表14 大気汚染に係る環境基準

（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号制定）
（昭和48年5月16日 環境庁告示第35号一部改正）

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が $0.10 \frac{mg}{m^3}$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20 \frac{mg}{m^3}$ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又は、この方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量がえられる光散乱法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法又は、重量法
備考	1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。				

2 汚染物質別測定方法と測定結果

(1) 硫黄酸化物

硫黄酸化物の測定は、溶液導電率法による自動測定機によって二酸化硫黄の測定を昭和47年度から鳥取市松並町（鳥取県衛生研究所）で実施し、又、二酸化鉛法（ PbO_2 法）による測定を昭和45年度から鳥取市5地点、倉吉市4地点、米子市6地点、境港市3地点、更に昭和49年度日吉津村1地点を加え計19地点で実施している。

昭和52年度の測定結果（表15）をみると鳥取市松並町では有効測定日数は348日と1時間値が0.03 ppm ~ 0.06 ppm と環境基準（0.1 ppm以下）をはるかに下廻っている。

又、1時間値の年平均値は0.010 ppm と減少傾向にある

表15 自動測定機による二酸化硫黄濃度経年変化（測定地点：鳥取市松並町）

年 度	有効測 定日数	測 定 時 間	年 平 均 値	1時間値が0.1 ppmをこえた		日平均値が0.04 ppmをこえた		1 時間 値		日 平 均 値	
				時間数	その割合	日数	その割合	最高値	最低値	最高値	最低値
				(日)	(時間)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	
47	318	7,540	0.013	0	0	0	0	0.06	0.00	0.023	0.006
48	351	8,332	0.014	0	0	0	0	0.06	0.00	0.029	0.006
49	350	8,299	0.016	0	0	0	0	0.04	0.00	0.025	0.008
50	349	8,289	0.019	0	0	0	0	0.06	0.01	0.032	0.008
51	340	8,030	0.018	0	0	0	0	0.04	0.00	0.033	0.00
52	348	8,278	0.010	0	0	0	0	0.03	0.00	0.022	0.00

(注) 有効測定日数とは 1日の測定時間が20時間以上ある日数

二酸化鉛法による測定結果（表16）によれば、最高は米子市西部総合事務所の0.224 $SO_3/日/100cm^3 PbO_2$ （以下単に mg ）で、最低は境港市米南高境分校の0.020 mg であり汚染の目安とされる0.5 mg をかなり下廻っている。

過去5年間の経年変化をみると ばい煙発生施設が増加したとはいえ、硫黄酸化物の汚染の進行は認められない

表 1 6 二酸化鉛法による硫黄酸化物濃度年平均値経年変化

(単位: $\text{mg SO}_3/\text{日}/100 \text{cm}^3 \text{ PbO}_2$)

測定地点		昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度
鳥取市	鳥取警察署	0 120	0 110	0 083	0 071	0 079
	鳥取家政高校	0 140	0 100	0 071	0 077	0 085
	鳥取市立病院	0 200	0 140	0 117	0 086	0 178
	鳥取保健所	0 160	0 092	0 066	0 050	0 048
	山陰合銀鳥取支店	0 170	0 120	0 103	0 075	0 093
倉吉市	倉吉市役所	0 052	0 038	0 052	0 036	0 026
	日交バス新町営業所	0 153	0 183	0 243	0 198	0 076
	県立厚生病院	0 048	0 042	0 059	0 053	0 028
	日ノ丸バス上井ターミナル	0 084	0 086	0 089	0 065	0 025
米子市	夜見鉄工団地	0 101	0 079	0 059	0 037	0 052
	N H K 住吉中継所	0 080	0 019	0 005	0 000	0 021
	皆生温泉会館	0 139	0 161	0 130	0 129	0 133
	米子保健所	0 142	0 123	0 123	0 121	0 064
	米子商工会議所	0 153	0 210	0 189	0 162	0 166
	西部総合事務所	0 295	0 268	0 175	0 191	0 224
日吉津村	日吉津小学校		0 174	0 083	0 017	0 055
境港市	済生会境港病院	0 263	0 202	0 181	0 194	0 168
	※ 境港警察署	0 031	0 030	0 008	0 016	0 054
	米南高境分校	0 055	0 024	0 007	0 003	0 020

(注) ※印は昭和51年7月から測定点が西に20m移動し境港元町病院に変更。

表 1 7 二酸化鉛法による硫黄酸化物汚染度の評価

汚染度		$\text{mg SO}_3/\text{日}/100 \text{cm}^3 \text{ PbO}_2$			評価	
汚染度	第1度	0.5	以上	1.0	未満	軽微な汚染
"	第2度	1.0	以上	2.0	未満	普通度の汚染
"	第3度	2.0	以上	3.0	未満	中等度の汚染
"	第4度	3.0	以上	4.0	未満	やや高度の汚染
"	第5度	4.0	以上			高度の汚染

(注) PbO_2 法による SO_3 汚染度の判定基準 (寺部)

表 1 8 県内石油製品年度別使用量の推移

(単位: Kℓ)

年度	製品別	揮発油	ナフサ	ジェット燃料油	燈油	軽油	A重油	B重油	C重油	燃料油合計	潤滑油	石油ガス		
50年度	使用量	182,345	13,567	5,225	88,201	111,092	114,335	54,532	128,533	697,830	6,039			
	(構成比)	26.1%	1.9%	0.7%	12.6%	15.9%	16.4%	7.8%	18.4%	99.8%				
	前年伸率	8.6	Δ17.0	Δ	15.5	2.1	1.3	6.3	2.9	26.6	7.1	0.1		
51年度	使用量	192,912	15,113	7,346	104,229	120,282	127,515	58,287	133,309	758,993	6,105			
	(構成比)	25.4%	2.0%	1.0%	13.7%	15.8%	16.8%	7.7%	17.6%	100.0%				
	前年伸率	5.8	11.4	40.6	18.2	8.3	11.5	6.9	3.7	8.8	1.1			
52年度	使用量	202,228	13,508	7,056	100,818	130,184	122,784	57,488	126,008	760,074				
	(構成比)	26.6%	1.8%	0.9%	13.3%	17.1%	16.2%	7.6%	16.6%	100.1%				
	前年伸率	4.8	Δ10.6	Δ	3.9	Δ	3.3	8.2	Δ	3.7	Δ	1.4	Δ	5.5

(2) 一酸化炭素

一酸化炭素の測定は、非分散型赤外分析法による自動測定機によつて昭和50年6月から鳥取市松並町（鳥取県衛生研究所）で実施していたが、今年度については、測定機器の老朽化により測定を実施していない。

なお、昭和53年度、一酸化炭素自動測定記録計の更新を予定している（参考のため、昭和51年度までの測定結果は表19である。）又、鳥取市の中心地に当たる末広温泉町（日交旅行センター）において、毎月1回定電位電解法による24時間連続測定を実施している。更に環境週間行事（毎年6月）の一環として、昭和50年度からは、3市（鳥取市、倉吉市、米子市）の中心地各市1地点、鳥取市末広温泉町（日交旅行センター）、倉吉市明治町（打吹駅前）米子市角盤町（明治生命）において、定電位電解法による定点測定を実施している。

表19 自動測定機による一酸化炭素濃度経年変化 (測定地点: 鳥取市松並町)

年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmをこえた回数とその割合		日平均値が10ppmをこえた日数とその割合		1時間値		1時間値の8時間平均値		日平均値	
				回数	(%)	日数	(%)	最高値	最低値	最高値	最低値	最高値	最低値
	(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)					
50	173	4,119	12	0	0	0	0	4	0			2.2	0.3
51	231	5,426	12	0	0	0	0	5	0	4.1	0.1	3.4	0.3

(注) 有効測定日数とは、1日の測定時間が20時間以上ある日数

鳥取市末広温泉町の測定結果（表20）をみれば、1時間値の1日平均値4.6ppm~2.1ppm、1時間値の8時間平均値7.5ppm~1.0ppmといずれも環境基準を満足している。

環境週間行事の測定結果（表21）をみれば1時間値の1日平均値は、鳥取市3.9ppm、倉吉市2.7ppm、米子市2.6ppmで1時間値の8時間平均値は、鳥取市4.4ppm~2.6ppm、倉吉市3.9ppm~1.1ppm、米子市4.1ppm~0.7ppmといずれも環境基準を満足している以上の測定結果を昨年と比較すると汚染の進行は認められない。

表20 一酸化炭素濃度測定結果経年変化 (測定地点 鳥取市末広温泉町 (単位: ppm))

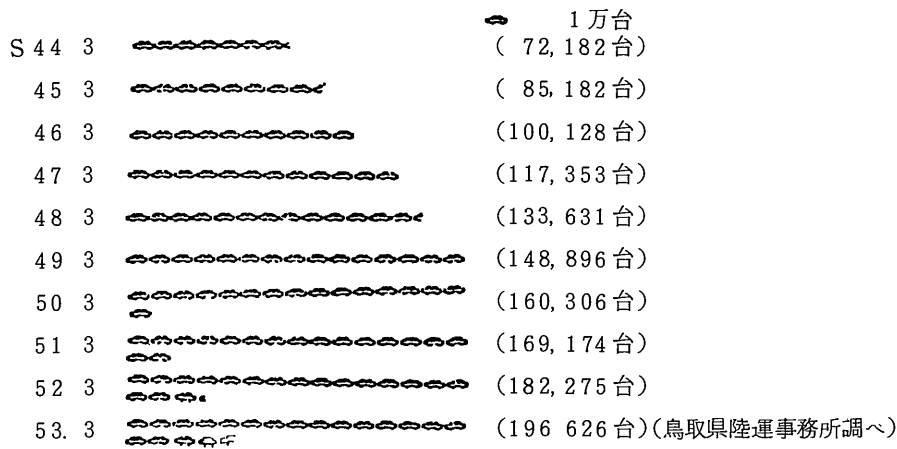
項目 年度	1時間値		1時間値の8時間平均値		1時間値の1日平均値	
	最高値	最低値	最高値	最低値	最高値	最低値
50	20	0	15.2	0.8	9.8	3.7
51	20	0	13.6	0.7	9.1	1.9
52	15	0	7.5	1.0	4.6	2.1

表 2 1 環境週間中の一酸化炭素濃度測定結果

(単位 . ppm)

年度 項目 測定地点		昭和 50 年度					昭和 51 年度					昭和 52 年度				
		1 時間値		1 時間値の 8 時間平均値		日平 均値	1 時間値		1 時間値の 8 時間平均値		日平 均値	1 時間値		1 時間値の 8 時間平均値		日平 均値
		最高値	最低値	最高値	最低値		最高値	最低値	最高値	最低値		最高値	最低値	最高値	最低値	
鳥取市	日交旅行 センター	8	1	3.9	17	36	11	2	6.4	23	41	8	2	4.4	2.6	3.9
倉吉市	打吹駅前	6	1	4.0	2.3	36	8	1	3.8	1.2	29	7	1	3.9	1.1	2.7
米子市	明 治 生 命 前	9	2	6.2	2.2	44	8	0	4.7	0.5	29	7	0	4.1	0.7	2.6

図 1 県内自動車保有台数の推移



(3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の測定は、光散乱法による自動測定機により浮遊粉じんの測定をし、併せてローボリウム・エアースンプラーを用いた浮遊粒子状物質（大気中に浮遊している粉じんのうち粒径が 10 ミクロン以下のもの）の同時採取を行い濃度補正を行う方法で昭和 48 年 9 月から鳥取市松並町（鳥取県衛生研究所）で実施している。

昭和 52 年度の測定結果（表 2 2）をみると 1 時間値は $0.23 \text{ mg} / \text{m}^3 \sim 0.00 \text{ mg} / \text{m}^3$ で環境基準（ $0.20 \text{ mg} / \text{m}^3$ 以下）を超えた時間か、測定時間 8,415 時間中 2 時間あるが、通年的には 1 時間値の年平均値 $0.023 \text{ mg} / \text{m}^3$ であることから環境基準を満足している。

過去 3 年間の経年変化をみると浮遊粒子状物質の汚染は減少している

表 2 2 自動測定機による浮遊粒子状物質濃度経年変化

(測定地点：鳥取市松並町)

年 度	有効測定 日数	測定 時間	年平 均値	1時間値が 020mg/m ³ を こえた時間 数とその割合		日平均値が 010mg/m ³ を こえた日数 とその割合		1時間値		日平均値	
				(時間)	(%)	(日)	(%)	最高値	最低値	最高値	最低値
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)			
49	302	7,065	0,042	32	05	6	2.0	0.48	0.00	0,120	0,005
50	327	7,739	0,042	15	02	5	1.5	0.55	0.00	0,125	0,003
51	333	7,916	0,037	5	01	1	0.3	0.60	0.00	0,155	0,004
52	353	8,415	0,023	2	00	0	0	0.23	0.00	0,057	0,006

(注) 有効測定日数とは、1日の測定時間が20時間以上ある日数

(4) 窒素酸化物

窒素酸化物の測定は、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法（ザルツマン係数0.72）による自動測定機によって昭和48年5月から鳥取市松並町（鳥取県衛生研究所）で実施している。昭和52年度の測定結果（表2.3）をみると二酸化窒素において1時間値の1日平均値0.037ppm～0.003ppmと環境基準（0.02ppm以下）を超えているものの、環境基準中間目標値と比較して85.9%を維持し、1時間値の年平均値が0.014ppmであることから通年的には汚染度は低いといえる。

又、過去5年間の経年変化をみると二酸化窒素の汚染の進行は認められない。

表 2 3 自動測定機による二酸化窒素濃度の経年変化

(測定地点：鳥取市松並町)

年 度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	日平均値が0.02 ppm以下の日数 とその割合		1時間値		日平均値	
				(日)	(%)	最高値	最低値	最高値	最低値
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(%)	(ppm)			
48	326	7,778	0,013	301	92.3	0.07	0.00	0,033	0,000
49	308	7,338	0,011	307	99.7	0.08	0.00	0,034	0,000
50	319	7,502	0,014	271	85.0	0.09	0.00	0,040	0,000
51	270	6,368	0,015	218	80.7	0.14	0.00	0,063	0,000
52	341	8,039	0,014	293	85.9	0.08	0.00	0,037	0,000

(注) 有効測定日数とは、1日の測定時間が20時間以上ある日数

(5) 光化学オキシダント

オキシダントの測定は電量法による自動測定機によって昭和48年6月から鳥取市松並町（鳥取県衛生研究所）で実施していたが、昭和52年度については、測定機器の老朽化に伴う校正不能により測定を実施していない。

なお、昭和53年度、オキシダント自動測定記録計の更新を予定している（参考のため昭和51年度までの測定結果は表24である。）

表24 自動測定機によるオキシダント昼間濃度の経年変化

(測定地点：鳥取市松並町)

年 度	有効 測定 日数 (日)	測定 時間 (時間)	年平 均値 (ppm)	1時間値が 0.06 ppm を超えた 時間と割合 (%)		1時間値 最高値 最低値 (ppm)		日平均値 最高値 最低値 (ppm)		昼間 測定 日数 (日)	昼間 測定 時間 (時間)	昼間の1時 間値が006 ppmを超 えた日数と 時間数 (日) (時間)		昼間の1時 間値が015 ppm以上の 日数と時間数 (日) (時間)		昼間の1時 間値の最 高値 (ppm)
49	351	8355	0020	4	00	007	000	0035	0002	352	5212	1	2	0	0	007
50	348	8242	0016	10	01	008	000	0045	0001	362	5237	3	10	0	0	008
51	352	8339	0019	3	00	007	000	0048	0001	364	5271	1	2	0	0	007

(注) 有効測定日数とは、1日の測定時間が20時間以上ある日数
昼間とは5時から20時までの時間帯

(6) 降下ばいじん

降下ばいじんの測定は、デポジットケーシング法による測定を昭和46年9月から鳥取市栄町（山陰合同銀行鳥取支店）米子市柗町（西部総合事務所）、境港市米川町（済生会境港病院）で昭和47年度からは倉吉市葵町（倉吉市役所）又、昭和51年8月からは日吉津村日吉津（日吉津小学校）をそれぞれ加え、現在4市1村計5地点で実施している。

昭和52年度測定結果（表25）をみれば、最高は鳥取市栄町の100 ton/km²/月で、最低は日吉津村日吉津の12 ton/km²/月であるが、年平均をみると全測点で汚染の目安とされている10未満 ton/km²/月の部類に入り、軽微な汚染といえる

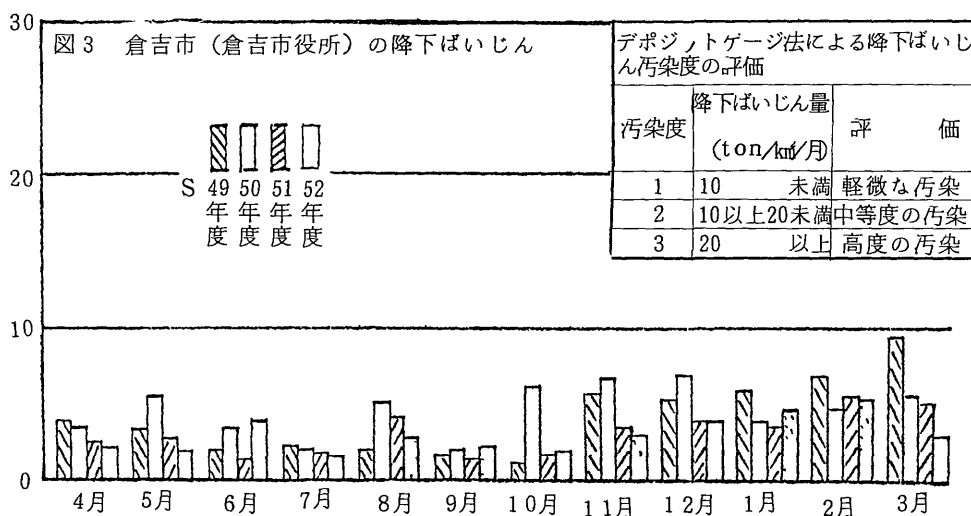
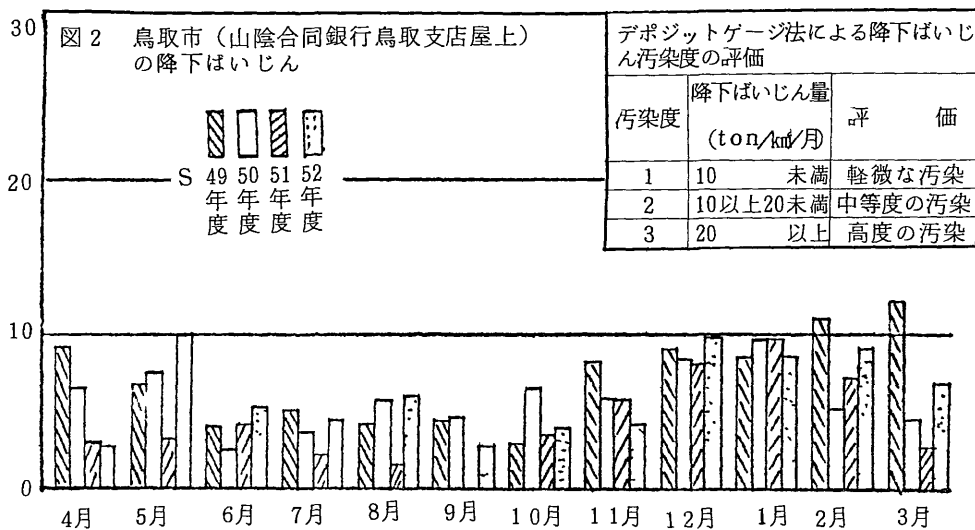
又、経年的にみてもほぼ同程度で汚染は少ないといえる

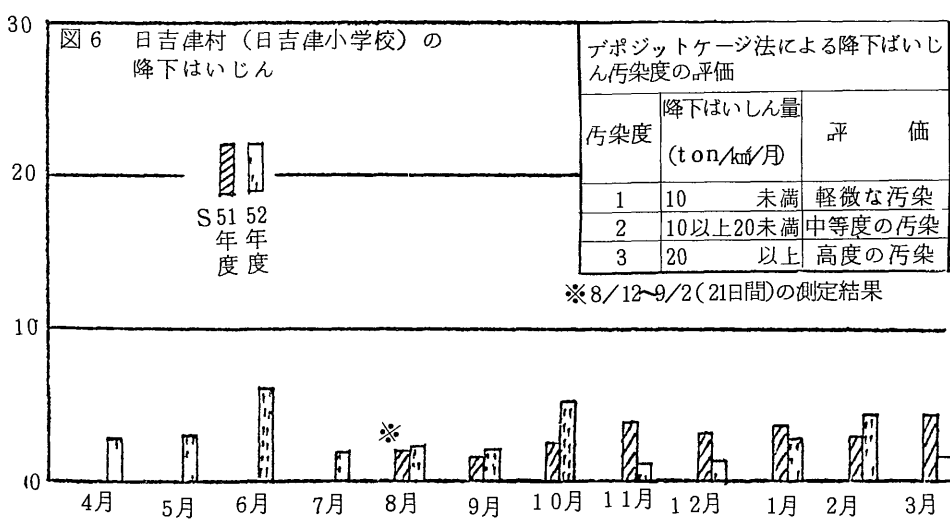
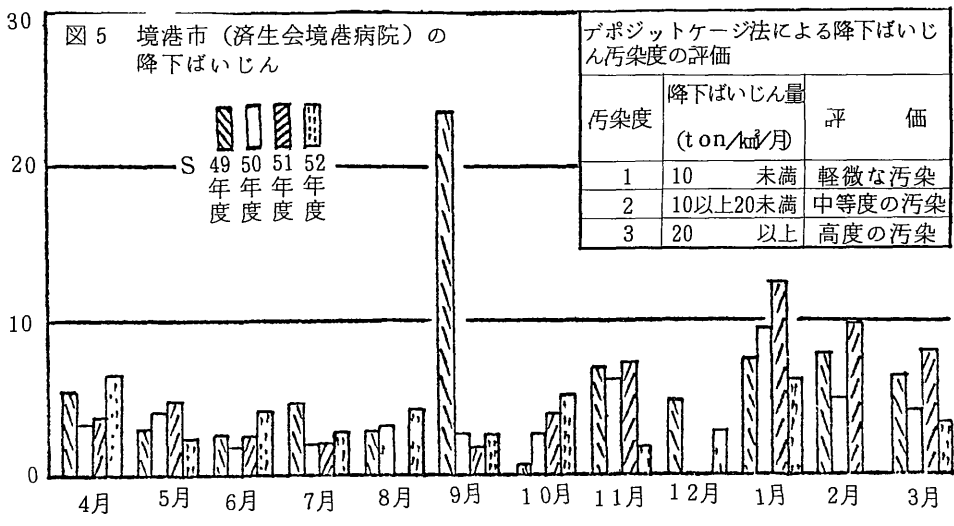
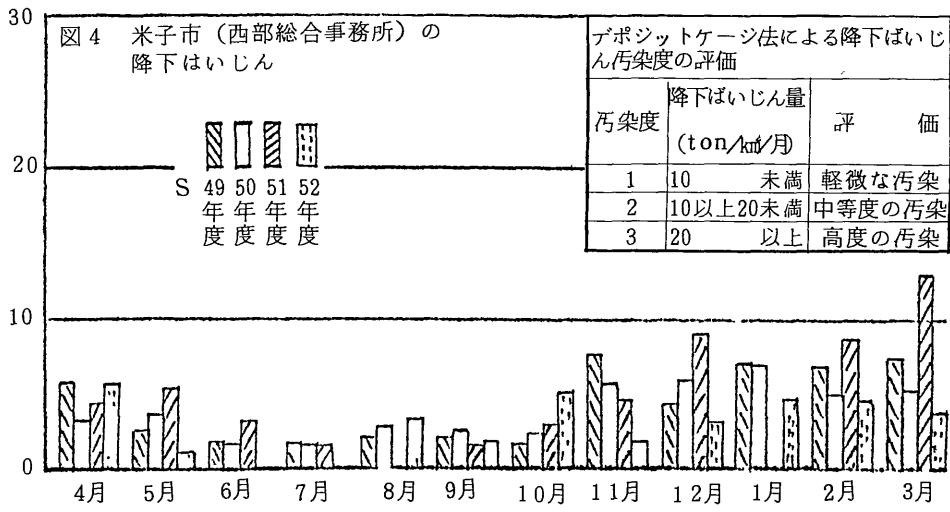
表 25 降下ばいじん量の経年変化

(単位: ton/km²/月)

測定年月	昭和 49 年度			昭和 50 年度			昭和 51 年度			昭和 52 年度		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
鳥 取 山陰合同銀行鳥取支店	121	30	72	97	2.6	60	97	16	4.7	100	27	62
倉 吉 倉吉市役所	97	14	43	71	2.1	48	5.7	15	3.3	55	17	32
米 子 西部総合事務所	78	19	45	7.2	1.8	4.1	13.0	18	5.7	59	2.1	3.8
境 港 済生会境港病院	236	08	65	9.5	19	4.2	12.5	18	5.7	65	1.9	3.9
日吉津 日吉津小学校	—			—			44	1.6	(3.1)	61	1.2	3.0

(注) ()内は年度を通して採取時間が6000時間に達しない場合





第2節 大気汚染の防止対策

1 法 条例による規制

(1) 法による規制

大気汚染防止法のしくみとしては、施設の種類を定め（現在、はい煙発生施設28種、粉じん発生施設5種）各施設を設置しようとする者、及び現に設置している施設を変更しようとする者に対しては、届出の義務（大気汚染防止法第6条設置届、同法第8条変更届）を課し、又ははい煙排出者の遵守すべき排出基準に従い この排出基準に適合しない場合、知事は施設に対し直罰を下す（同法第13条）かあるいは計画変更や改善を命じ（同法第14条）、これに従わない場合は罰則が適用される。

現在、硫黄酸化物 はいじん 有害物質（窒素酸化物等）について、排出基準が定められている。

ア 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準は 排出口の高さに応じて定められた硫黄酸化物の許容限度として $q = K \times IO^3 \cdot He^2$ （ q は1時間当たりの硫黄酸化物排出量、 He は有効煙突高 K 排出係数）で表されており、規制は K 値で行われている 本県は 昭和49年4月1日から全域が17.5となっている

イ はいじん

はいじんの排出基準は、はい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるはいじん量について 発生施設の種類及び規模ごとに規制されている（総理府令第4条）

ウ 窒素酸化物

固定発生源に対する窒素酸化物に係る排出規制については、昭和48年8月に大型施設を対象とする第1次規制が 昭和50年12月には対象施設の拡大等を主な内容とする第2次規制、更に昭和52年6月18日付で既設大型施設、新設施設の基準強化並びに規制対象施設の規模 種類の拡大を主とする第3次規制が施行された（表26）

エ 粉じん

粉じんは、防じんフード 散水設備、防じんカパー等の構造 使用 管理に関する基

が規定されている。

以上、県では排出基準の遵守を監視するため、県内各保健所及び衛生研究所を通して、施設立入検査を行い、煙道排ガス測定、重油の抜き取り（いおう分測定）等を実施し、排出基準を上回っている場合には、ばい煙を大気中に排出する者に対し、低いおう分燃料への切替え、実煙突高の補正、施設稼働の再検討、集じん装置等の処理施設の設置について指導を行い、施設の改善に当たっている。

昭和52年度末現在におけるばい煙発生施設（表27）　また粉じん発生施設（表28）は次のとおりである。

Y
t
L
1
し
1
れ
4
1:設
第
制
基準

表 2 6 有害物質の排出基準 (窒素酸化物)

(単位 $cm^3 / Nm^3 = ppm$)

施設の種類	排ガス規模	設 置 時 期									備 考	On
		~ 48.8.9			48.8.10 ~ 50.12.9			50.12.10 ~ 52.6.17		52.6.18 ~		
燃 料	万 Nm^3 / H	1次	2次	3次	1次	2次	3次	2次	3次	3次		
ボ ガ ス 専 焼	< 05									150		
	$05 \leq < 1$			150			150		150	150		
	$1 \leq < 4$		150	→		150	→	130	→	130		
	$4 \leq < 10$		130	→	130	→	→	130	→	100		
	$10 \leq < 50$	170	130	→	130	→	→	100	→	100		
	$50 \leq \sim$	170	130	→	130	→	→	100	→	60		
イ 石 炭 専 焼	< 05									400		
	$05 \leq < 1$			*480			*480		*480	400		
	$1 \leq < 4$		750	*→		750	*→	480	*→	400		
	$4 \leq < 10$		750	*→	480	→	*→	480	*→	400		
	$10 \leq \sim$	750	→	*480	480	→	*→	480	*→	400		
フ 固 体 燃 焼	< 05									400		
	$05 \leq < 1$			480			480		480	400		
	$1 \leq < 4$		600	→		600	→	480	→	400		
	$4 \leq < 10$		600	→	480	→	→	480	→	400		
ロ 原 油 ター ル 専 焼	< 05									* 180		
	$05 \leq < 1$			** 250 (280)			** 250 (280)		** 250 (280)	* 180		
	$1 \leq < 4$		280	280 (280)		280	→	150	→	150		
	$4 \leq < 10$		280	280 (280)	180	→	→	150	→	150		
	$10 \leq < 50$	280	→	190 (210)	180	→	→	150	→	150		
	$50 \leq < 100$	280	→	180 (210)	180	→	→	150	→	130		
ハ そ の 他	< 05									* 180		
	$05 \leq < 1$			** 250 (280)			** 250 (280)		** 250 (280)	* 180		
	$1 \leq < 4$			230 (250)			230 (280)	150	→	150		
	$4 \leq < 10$		*** 190	190 (210)	180	→	→	150	→	150		

*天井バナは $650cm^3 / Nm^3$ ($52.6.18$ 以降)
 *火炉分室壁放射熱器を有するものは(最大連続蒸発量時の火炉熱発生率が 4 万 $KCal / m^2 / H$ 以上のものに限る。
 $750cm^3 / Nm^3$ ($\sim 55.4.30$)
 $550cm^3 / Nm^3$ ($55.5.1$)

*施行は $52.9.10$ 以降
 **適用は $55.10.1$ 以降
 () は排煙脱硫付

*施行 $52.9.10$ 以降
 *適用 $55.10.1$ 以降
 () は排煙脱硫付

38

	$10 \leq < 50$	230	→	190 (210)	180	→	→	150	→	150		
	$50 \leq < 100$	230	→	180 (210)	180	→	→	150	→	130		
	$100 \leq \sim$	230	→	180	180	→	→	150	→	130		
ニ 金 属 加 熱 炉	< 05									180		
	$05 \leq < 1$			* 170 (200)			* 170 (200)		** 170 (200)	150		
	$1 \leq < 4$		* 200	→	* 200	→	→	* 150	→	130 (150)		
	$4 \leq < 10$	* 220	→	* 170 (200)	* 200	→	* 170 (200)	* 150	→	130 (150)		
	$10 \leq \sim$	* 220	→	160 (200)	* 200	→	* 160 (200)	100	→	100		
ヒ 石 油 加 熱 炉	< 05									180		
	$05 \leq < 1$			180 (190)			180 (190)		180 (190)	150		
	$1 \leq < 4$		* 180	*** 180	* 170	→	→	150	→	130		
	$4 \leq < 10$	* 210	→	** 170	* 170	→	→	100	→	100		
ヘ セメント焼成炉	< 10			* 480			* 480		* 480	350		
	$10 \leq \sim$			* 480			* 480	250	→	250		
ト コークス炉	< 10			* 350			* 350		* 350	170		
	$10 \leq \sim$			* 350			350	200	→	170		
チ 焼 結 炉	$1 \leq < 10$			270			270		270	220		
	$10 \leq \sim$			260			260		260	220		
リ アル ナ 煅 焼 炉	$1 \leq \sim$									200		
ニ 廃棄物焼却炉	$4 \leq \sim$									250		
ホ 硝酸製造施設	全施設	200	→	→	200	→	→	200	→	200		

***排煙脱硫付を除く

() はラジアントチューブ型加熱炉
 < > は鍛接鋼管用加熱炉
 *鍛接鋼管用加熱炉を除く

() は排煙脱硫付
 *エチレン分解炉、独立過熱炉、メタノール改質炉アンモニア改質炉を除く
 **独立加熱炉メタノール改質炉を除く
 ***エチレン分解炉を除く

*湿式を除く適用 $56.4.1$ 以降

*オート型を除く

ベレット焼成炉は除く

- (注) 1 $\left\{ \begin{array}{l} 1次規制 48.8.10 施行 (適用 新設は施行日, 既設は 50.7.1) \\ 2次規制 50.12.10 施行 (適用 新設は施行日, 既設は 52.12.1) \\ 3次規制 52.6.18 施行 (適用 新設は施行日, 既設は 55.5.1) \end{array} \right.$

2 この表に掲げる窒素酸化物の量は 次の式により算出された窒素酸化物の量とする。

$$C = \frac{21 - On}{21 - Os} C_s$$

この式において C, On, Os 及び Cs は、それぞれ次の値を表わすものとする

- C 窒素酸化物の量 (cm^3 / Nm^3)
- On 残存酸素濃度の換算値 (O_2 %) で、表の右欄に掲げる値とする。
- Os 排出ガス中の酸素の濃度 (%)
- Cs 規格 K 0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の量 (cm^3 / Nm^3)

39

表 27 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設種類別届出数

令別表 第一の 項番号	施 設 名	鳥 取	郡 家	兵 村	倉 吉	米 子	根 雨	計
1	ボ イ ヱ ー	158	18	15	80	192	12	475
2	ガ ス 発 生 炉	2				2		4
5	溶 解 炉					6		6
6	金 属 加 熱 炉				5	7		12
7	石 油 加 熱 炉	1						1
9	焼 成 炉	1				5		6
10	直 火 炉					2		2
11	乾 燥 炉	9 [7]	4 [4]	1 [1]	8 [8]	7 [4]	1 [1]	30 [25]
12	電 気 炉					2		2
13	廃棄物焼却炉	10	8	2	5	31	9	65
	計	181(125)	30(26)	18(14)	98(75)	254(153)	22(19)	603(412)

(昭和53年3月31日現在)

(注) [] 骨材乾燥炉数 () 工場 事業場数

表 2 8 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設種類別届出数

令別表 第二の 項番号	施 設 名	鳥 取	郡 家	兵 村	倉 吉	米 子	根 雨	計
2	堆 積 場	2	1		1	4		8
3	コ ン ベ ア	2	5	2		5	4	18
4	破 碎 機 ・ 摩 碎 機	4	6	2		4	5	21
5	ふ る い		3	2	1		1	7
	計	8 (4)	15 (4)	6 (1)	2 (2)	13 (7)	10 (2)	54 (20)

(昭和53年3月31日現在)

(注) () 工場 事業場数

(2) 自動車排出ガス規制

自動車排出ガスによる大気汚染防止対策として、国においては中央公害対策審議会の答申に基づき新車及び使用過程車を対象として一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物等に係る規制が段階的に強化され、排出ガス量の削減が図られている。(表29)

表 2 9 自動車排出ガス許容限度

規制の種類	自動車の種類		燃料種別	許容限度 (測定法別)							適用時期				
				10モード (g/km)	11モード (g/テスト走行)	6モード (%またはppm)	アイドリング時 (%またはppm)	一走行 (g)	ジーゼル自動車						
									6モード (ppm)	全負荷時		無負荷加速時			
(CO)	新車	乗用車	普通・小型・軽 (定員10人以下)	ガソリン LPG	2.7	85.0							50.4.1		
		貨物車	普通・小型・軽 (2.5トン以下)	ガソリン LPG	17.0	130.0							50.4.1		
		重量車 (トラックバス)	普通・小型 (2.5トン以上 定員10人超)	ガソリン				16%						48.4.1	
				LPG				11%						48.4.1	
	使用過程車	乗用車	普通・小型	軽油						980				49.9.1	
		貨物車	普通・小型・軽	ガソリン LPG				4.5%						47.10.1	
炭化水素 (HC)	新車	乗用車	普通・小型・軽 (定員10人以下) (4サイクル車)	ガソリン LPG	0.39	9.5							50.4.1		
			軽 (2サイクル車)	ガソリン LPG	0.39	9.5								52.10.1	
		貨物車 (中量車軽量車)	普通・小型・軽 (2.5トン以下) (4サイクル車)	ガソリン LPG	2.7	17.0								50.4.1	
				軽 (2サイクル車)	ガソリン LPG	15.0	70.0								51.4.1
		重量車 (トラックバス)	普通・小型 (2.5トン以上定員10人超)	ガソリン					520 ppm						48.4.1
				LPG					440 ppm						
	使用過程車	乗用車	普通・小型・軽 (4サイクル車)	ガソリン LPG										50.1.1	
			2サイクル車						1,200 ppm						
			特殊エンジン車						7,800 "						
		貨物車	普通・小型・軽 (4サイクル車)	ガソリン LPG										50.6.1	
			2サイクル車						1,200 "						
			特殊エンジン						7,800 "						
プロパンガス	新車	乗用車	普通・小型・軽	ガソリン LPG							0		45.9.1		
蒸発ガス	新車	乗用車	普通・小型・軽	ガソリン							2.0		47.7.1		
窒素酸化物 (NOx)	新車	乗用車	普通 小型 軽	1トン以下	ガソリン LPG	0.84	8.0							51.4.1	
				1トン超		1.2	9.0								
			軽2サイクル	0.5		4.0								52.10.1	
			全車種	0.48		6.0									53.4.1
		軽量車 中量車 (貨物車) (マイクロバス)	普通・小型 及び軽貨物 (4サイクル)	全車種	ガソリン LPG	2.3	20.0								50.4.1
				1.7トン以下		1.4	10.0								54.1.1
	重量車 (トラックバス)	普通・小型 (2.5トン以下 普通・小型・軽貨物 (4サイクル))	2.5トン以下	ガソリン LPG	1.6	11.0								54.1.1	
			軽貨物 (2サイクル)		0.5	4.0								50.4.1	
	使用過程車	乗用車	普通・小型 (2.5トン超定員10人超)	ガソリン LPG										52.8.1	
									ppm 1,850						54.1.1
		重量車 (トラックバス)	普通・小型	直噴式	軽油							ppm 850			52.8.1
												700 "			54.4.1
副室式												500 "		52.8.1	
													450 "		54.4.1
減少装置取付	乗用車	普通・小型	ガソリン LPG										50.1.1		
												50%口紙汚染度		47.7.1	
減少装置取付	貨物車	普通・小型	ガソリン LPG										50.1.1		
												50%口紙汚染度		50.1.1	

備考 1 51年4月1日からの規制のうち、継続生産車は52年3月1日、輸入車は53年3月1日から適用する。
 2 52年8月1日からの規制のうち、継続生産車は53年4月1日から適用する。
 3 53年4月1日からの規制のうち、継続生産車は54年4月1日、輸入車は56年4月1日から適用する。
 4 54年1月1日からの規制のうち、継続生産車は54年12月1日、輸入車は56年4月1日から適用する。
 5 54年4月1日からの規制のうち、継続生産車は55年3月1日、輸入車は56年4月1日から適用する

(3) 条例による規制

鳥取県公害防止条例（昭和46年10月12日公布，県条例第35号，昭和47年4月1日施行）による規制は，パーク炭製造施設及び貯蔵施設，打綿機 混打綿機を粉じん関係特定施設とし，施設管理基準（表31）を定めて規制しているか 昭和53年3月末現在の届出数は表32のとおりである。

表30 粉じん関係特定施設と規模

施設名
1 パーク炭（のこ屑，木皮等を炭化させ微粉炭にしたもの）製造施設及び貯蔵施設
2 打綿機及び混打綿機

表31 粉じん関係特定施設に係る構造並びに使用及び管理に関する基準

管理基準
次の各号のいずれかて該当すること
1 粉じんか飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。
2 フート及び集じん機が設置されていること。
3 戸・窓等が密閉されていること。
4 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること

表32 公害防止条例に基づく粉じん関係特定施設種別届出数

（昭和53年3月末現在）

施設	保健所	鳥	取	郡	家	兵	村	倉	吉	米	子	根	雨	計
打綿機		14			8		6		25		38		5	96
		(12)			(8)		(6)		(25)		(34)		(5)	(90)
混打綿機		2							9					11
		(1)							(1)					(2)
パーク炭製造 (貯蔵)施設					1				1					2
					(1)				(1)					(2)
計		16			9		6		35		38		5	109
		(13)			(9)		(6)		(27)		(34)		(5)	(94)

(注) () は事業場の数である

2 監視状況と行政指導

(1) 煙道測定立入検査

昭和52年度中に煙道測定立入検査を実施した施設数（表33）は38施設（34事業場）であり このうちばいじんの量が排出基準を超えた7施設（7事業場）について 文書に

る改善指示を行い 52年度中に6施設(6事業場)については、改善がなされており、又51年度継続分(5施設)についても改善済であった。硫黄酸化物に係るものについては25施設(25事業場)について立入検査を実施し いずれも基準以下であった

表 33 昭和52年度煙道測定立入検査状況

令別表第一の施設名	ばいじんの量		硫黄酸化物の量	
	立入施設数	違反施設数	立入施設数	違反施設数
1-ポイプー	27 (23)	4 (4)	25 (25)	0
9-焼成炉	1 (1)	0	0	0
13-廃棄物焼却炉	10 (10)	3 (3)	0	0
計	38 (34)	7 (7)	25 (25)	0

(注) () 工場 事業場数

(2) 重油抜き取り検査

大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物排出基準(K値規制)に係る適合状況について昭和52年度中に137事業場に立入検査を実施し、使用燃料中の重油抜き取り検査を行った結果いずれも基準以下であった。

(3) 大気関係監視指導状況

昭和52年度中に実施したばい煙発生施設及び粉じん発生施設等に対して施設の改善等で行政指導した延件数は表34のとおりである

表 34 大気関係監視指導延指導件数

項 目	ばい煙発生施設		計	粉じん発生施設			計	合 計
	法	その他		法	条 例	その他		
監視指導 延指導件数	468	0	468	3	0	3	6	474